

トピック

1. マレーシア：ラブアン・オフショア（租税回避地）金融センターの 2016 年活動報告
～ラブアン金融サービス庁は、2016 年の年次報告書を発表しました。ラブアン法人をはじめとする、各事業体の登録数はいずれも増加、アジア太平洋地域の投資家を中心に、ラブアンへの投資は堅調にのびています。～
2. インドネシア：税務当局による財務情報へのアクセス
～金融機関の情報の開示については、各種法律で制限されていたインドネシアですが、今後、国際条約による情報交換にも対応するため、税務当局が財務情報にアクセスすることを認める法律がスタートします。～
3. ベトナム：OECD BEPS 対応 新移転価格税制
～OECD BEPS への対応を考慮した、より包括的な移転価格税制のあたらしいルールが 5 月よりスタートしています。～
4. [連載③] ハラル認証の国際的な流れと各国認証制度（マレーシア・インドネシア・シンガポール）
～将来的な市場の拡大が予測されているハラル市場について、今回はインドネシアハラル認証について説明します～
5. 海外赴任者選定に当たっての留意事項
～日本企業の海外展開は拡大しつつあり、海外赴任者は増加傾向にあります。海外赴任者を選ぶにあたり、会社はどのようなポイントに注意すべきでしょうか。～
6. ニュース（ビジネスマッチング案件情報など）

1. マレーシア：ラブアン・オフショア（租税回避地）金融センターの 2016 年活動報告

マレーシアのオフショア（租税回避地）金融センターである、ラブアン島を管轄するラブアン金融サービス庁（ラブアン FSA）は、4 月に 2016 年の年次報告書を発表しました。

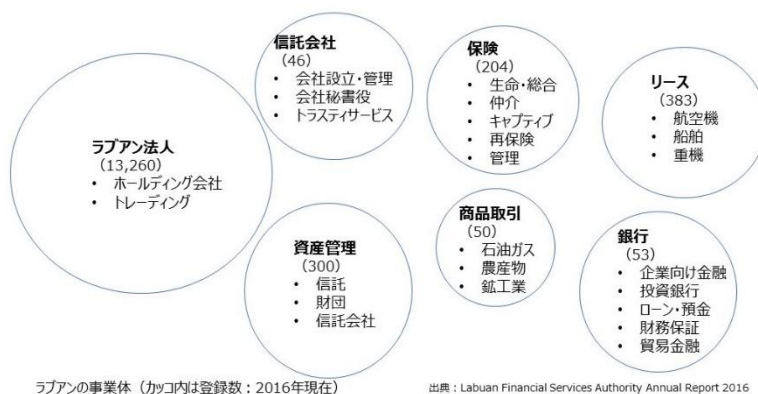
報告書によれば、2016 年末現在、ラブアンには図 1 のような事業体が登録しています。

このなかで、登録数が 13,260 社であるラブアン法人については、年々、堅調に増加しており（図 2）、非公表ではあ

りますが、日系金融機関は約 10 社、日系企業は 100 社程度登記しているようです。地域別進出状況を見ると、アジア太平洋地域が全体の 61.5%と最もおおく、その内訳はマレーシア 73%、シンガポール 9.4%、オーストラリア 3.6%となっています（図 3）。

ラブアン法人に関して、マレーシア法人との比較でみると、表 1 のようになります。近隣国の香港（法人税率 16.5%）やシンガポール（17%）と比較してみても、ラブアンは法人税が 3%若しくは年間 2 万リンギ（≒約 50 万円）のいずれかということ、際立って低税率であることがわかります。

（図 1：ラブアンの事業体）



また、ラブアン法人から海外への各種支払いについては源泉所得税が無税、個人所得税についても低税率で、有利な税体系となっています。

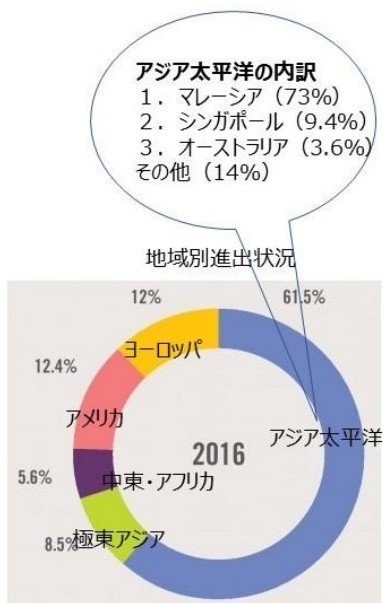
(表1：ラブアン法人とマレーシア法人との比較)

	ラブアン法人	マレーシア法人
事業展開	・ マレーシア国外のビジネス ・ マレーシア国外での投資	・ マレーシア国内外のビジネス ・ マレーシア国内外への投資
法人税率	3%または定額20,000リンギ ホールディング会社は0%	24%
株主	最低1名	最低2名。法人が株主となる場合は1名でも可。
株式	最低1 USD (就労ビザ取得の場合は別途規定あり)	最低1リンギ (就労ビザ取得の場合は別途規定あり)
取締役	最低1名 (居住要件なし)	最低1名 (居住要件あり)
会社秘書役	要 (ラブアンに登録する信託会社/トラストカンパニーによる)	要
個人所得税	給与所得は上限4,000リンギ、役員報酬非課税 (今後改正予定)	0~28%

(図2：ラブアン法人の登記数および稼働数)



(図3：地域別のラブアン法人進出状況)



マレーシアへの移住を目的とした、ラブアン法人の設立も多いといえます。もともとマレーシアはリタイアメント後の居住地としては人気のたかい国のひとつです。MM2Hと言われるリタイアメントビザは日本人にも人気ですが、このMM2Hは就労ができません。ラブアン法人の設立により発給が可能な滞在ビザは、ラブアンだけではなくマレーシア国内に滞在することも可能ですので、その使い勝手のよさからラブアン法人設立のながれでのビザ取得も多いのが特徴です。

また、「ウェルス・マネジメント」といわれる、資産運用の手段であるラブアン財団は、2016年現在188財団が登記しており、昨年比13.2%増と飛躍的に伸びています。このうち、アジア太平洋地域からの投資が、全体の78.2%となっています。

2. インドネシア：税務当局による財務情報へのアクセス

税務当局よれば、インドネシアで2016年後半から今年3月まで実施されたタックスアムネ스티（租税恩赦）は、当初の目標には達成しなかったものの、追加税収は135兆インドネシアルピアと一定の成果をあげたとしています。

このタックスアムネスティについては、当初から、税務当局もメディアで広報を行うなど力をいれていました。とくに、多くのインドネシア人富裕層が、海外に銀行預金や不動産などの資産を保有していることに着目、近々、国際的な情報交換制度によって、これらの海外資産を税務当局が容易に摘発できるようになり、摘発による追徴課税よりも、タックスアムネスティ制度を利用して自主申告することがペナルティなどの面でも有利である、とこの制度の適用を推奨していました。

この流れをうけ、今年5月に具体的な税務目的のための財務情報へのアクセスに関する政令、6月には実務指針が施行されました。

政令では、租税総局長は、租税目的により金融機関（銀行、資本市場、保険関連）が保有する

財務情報へアクセスする権限を持つ、としています。アクセスには、①国際情報交換のためのアクセスと、②国内税務行政上のアクセスがあり、対象および要領は下記のとおりです。

(①国際情報交換のためのアクセス)

- ・対象：金融機関が持つ各口座のうち、報告先の国に居住する個人あるいは法人の口座。
- ・除外要件：旧口座（2017年7月以前）もしくは金額が\$250,000以下。
- ・報告項目：口座保有者の本人確認情報、口座情報（口座番号、残高、関連する所得）、金融機関情報。
- ・報告：オンラインにておこない、初回実施は、2017年12月末までの情報を、2018年4月までに報告。

(②国内税務行政上のアクセス)

- ・対象：銀行の場合、個人口座の12月末残高が1,000,000,000インドネシアルピア以上。法人口座については制限なし。保険の場合、個人・法人ともに合計残高が1,000,000,000インドネシアルピア以上。株式・商品は制限なし。
- ・報告：上記①と同じ。

ここでいう「アクセス」とは、所定のフォーマットにて自動的に情報を記載した報告をうける、あるいは税務当局の依頼にもとづき照会に対する回答を得ることとしています。

なお、政令をうけて、金融機関に従来課されていたいくつかの秘匿義務が撤廃されました。金融機関でこの情報開示に応じない場合、最長1年の禁固刑あるいは最高10億インドネシアルピアの罰金を規定しています。

(インドネシア・ジャパンドesk、Reanda Bernardi)

3. ベトナム：OECD BEPS 対応 新移転価格税制

ベトナムでは、OECD BEPS 対応を考慮し、移転価格税制が見直され、2017年5月1日以降、新Decreeが適用されています。

- 新Decreeによると、移転価格文書は、
- ①グループ事業に関する情報（グローバル・マスターファイル）
 - ②ローカルファイル
 - ③国別報告書（CbCR）

の3種類からなるとしており、この中で、③については下記の要件を満たす場合に作成が必要です。

(③の提出義務者)

- ・海外の最終的な親会社とその居住国において国別報告書を作成する義務がある場合
- ・ベトナムに最終的な親会社がある場合で、かつ連結売上高が18兆ベトナムドン以上

また、下記の場合には移転価格文書の作成は免除されます。

(移転価格文書の作成が免除される場合)

- ・売上高が500億ベトナムドン以下で、かつ関連者との取引が300億ベトナムドン以下
- ・事業内容が単純で、かつ売上高が2,000億ベトナムドン以下で、かつ卸売業の場合はEBIT(支払い金利前税引前利益)÷売上高が5%以上、製造業では10%、加工業で15%以上の場合

法人税確定申告書は、決算期末より90日以内に提出する必要がありますが、各文書は法人税申告時までには準備する必要があります。税務当局より提出の要求があれば、その日から15営業日以内に提出しなくてはならないとしています。

また、「関連者」と「関連者間取引」の定義が見直されました。「関連者」については、以前は、直接または間接的に20%以上の持分保有としていましたが、今回、25%以上に改正されました。また、以前は、50%以上の仕入れもしくは販売を有している場合は「関連者」と判定されていましたが、今回削除されています。

そのほか、グループ間のサービス料、利息、無形固定資産取引、固定資産の購入などについても具体的なガイダンスを規定しており、より包括的

なものとなっています。

4. [連載③] ハラル認証の国際的な流れと各国認証制度 (マレーシア・インドネシア・シンガポール)

今回は、インドネシアのハラル認証制度について説明します。


インドネシアのハラル認証は、非政府機関であるウラマー評議会 (MUI: Majelis Ulama Indonesia) を主体とし、食品・医薬品および化粧品研究所 (LPPOM-MUI) が認証をおこなっています。

認証カテゴリーは下記のとおりです。

認証カテゴリー

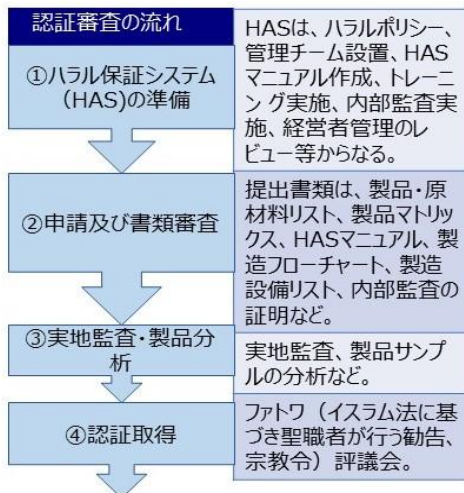
- 製造業 (食品、薬品、化粧品)
- 食品施設 (レストランなど)
- 屠殺場/食肉処理場

*インドネシア向け輸出の牛肉のと畜は、食品・医薬品および化粧品研究所 (LPPOM-MUI) のハラル認証を受けたと畜場でなければならない。



LPPOM-MUI は海外での認証も直接おこないますが、LPPOM-MUI に公認されている各国の認証機関でも可能です。日本で公認されている機関は、宗教法人日本ムスリム協会 (加工食品・香料分野)、九州イスラミックカルチャーセンター (福岡 Masjid、と畜分野)、一般社団法人ムスリムジャパンプロフェッショナル協会 (加工食品・と畜分野) などになります。

(図4: 認証申請フロー)



認証は、下記の図4に示される手順に従っておこなわれます。全体の申請期間は、約3週間としていますが、実際にはケースごとに異なり、数カ月におよぶこともあれば、審査過程が不透明と指摘されることもあります。

なお、今後、認証機関は宗教大臣の下部組織として行政に移行されます。2014年には「ハラル製品保証法」が承認され、2019年の施行を予定しています。

この移行の背景には、現状として、イスラム社会のルールにより非政府機関である MUI が認証付与しているため、その審査過程や期間が把握しづらいと指摘されていたことがあります。

インドネシアは、人口2億6千万人のうち約9割がイスラム教徒であり、大きなハラル市場を有しています。認証機関を政府自ら管理することで、制度に透明性をもたせ、世界から注目を集める「ハラル・ビジネスの中核となること」を目指しているものと思われます。

移行後の関連機関は下記になる予定です。

移行後の関連機関
ハラル製品保証実施庁 (BPJPH) : 政府認証機関
ハラル検査機関 (LPH) : ハラル製品の検査・試験を行う機関で、政府や民間機関として発足予定。
ウラマー評議会 (MUI) : イスラム教からなる評議会で、LPHによって検査された結果を審査するなど、移行後も引き続き権限を持つ。

現在のところ、政府認証機関となるハラル製品保証実施庁 (BPJPH) は2018年内に設立、施行規則は2017年内に予定していますが、現時点で既に遅れが生じているようです。

また課題としては、このハラル認証は法的効力をもち、「インドネシア領域に搬入、流通および取り引きされる製品にハラル認証を義務付け」としており、対象品目が広がることが予想されるなかで、業者への負担が増す可能性があるとして指摘されています。

今回は、シンガポールのハラル認証制度について説明します。

5. 海外赴任者選定に当たっての留意事項

海外赴任者を選ぶにあたり、どのようなポイントに注意すべきでしょうか。

① 赴任者にふさわしい人

赴任者を選ぶ時には、「海外で勤務経験がある」、または「英語ができる」といった要素が重視されがちです。しかし、このような社員が、「当社にとって」海外赴任に適しているとは限りません。

赴任者にとってより重要なのは、「自社の業務内容に精通していること」です。また、日本本社との距離がはなれるため、連絡・相談がしっかりとできる、信頼してまかせられる、といった要素がとて重要になります。

ポイント	要素
ひとがら	責任感（最も重要）、包容力、コミュニケーション能力、感謝のこころがある、他者（外国人含め）を尊重する姿勢、リーダーシップ、など
業務精通度	自社の業務内容に詳しい、実務ができる、教えることがうまい、など
メンタル	積極性がある、他人との親密性が高い、柔軟性が高い、さびしさにある程度たえられる、すきまらいが過剰でない、極度に潔癖性でない（食べ物や宿泊）、など

② 家族帯同か、単身赴任か

赴任にあたって大きな課題となるのが、「家族帯同」か、「単身赴任」か、です。

企業にとっては、単身赴任のほうがコストは低くなるため、原則として単身赴任（極端なケースでは、赴任者を独身者に限る）としている企業もあります。

これはひとつの考え方ではありますが、単身赴任のみに限ると赴任者の幅が限定され、有能な社員を海外赴任させられず、結果として会社の海外ビジネスが成長しないおそれもあります。

赴任方法	メリット	デメリット
家族帯同	《会社》 従業員の心のケアができる、状況確認ルートが広がる 《赴任者》 家族とコミュニケーションがとれる、食事面のケア、子供の海外経験の機会	《会社》 コストが高くなる、海外リスクが家族にもおよびおそれ 《赴任者》 家族の海外生活への不安、柔軟に環境をかえることが困難
単身赴任	《会社》 コストが低い、異動を柔軟に検討できる 《赴任者》 生活・仕事の自由度が高まる、家族が海外リスクの影響をうけない	《会社》 従業員の心のケア不足、事故などで連絡がとれなくなるおそれ 《赴任者》 食生活や健康面の不安、家族とのコミュニケーション不足

③ 海外赴任の種類

海外赴任には、以下の3種類の方法があります。

赴任の種類	内容	該当するケース
配置転換	人事異動によって、従業員の「職種や勤務地」をかえること	日本本社の「海外支店」などに、従業員の所属をうつす場合
在籍出向	現在勤務している会社に籍を残したまま、相当な期間、「他の企業」の業務をすること	日本に籍を残しつつ、海外現地法人（日本本社の子会社など）の指揮命令のもとで長期間仕事をする場合
転籍	現在勤務している会社との「雇用契約を終了」させ、新たな会社との雇用契約をむすぶこと	現在勤務している会社から退職し、海外現地法人などとあらたな雇用契約を締結する場合

④ 実務対応上気をつけるべきこと

配置転換や在籍出向においては、現在勤務している会社との雇用契約は続きます。そのため、会社が就業規則などで「海外勤務の可能性」を明記しているときには、「人事異動」として会社から一方的に配置転換や在籍出向を決めることができる、という考え方もあります。

しかし、「はじめから出向先として海外が想定されていたか」など、認識があいまいなケースでは、会社の「権利の濫用」としてトラブルとなるおそれもあります。

そのため、企業によっては、就業規則や海外赴任規程等で海外出向の可能性を明記し、赴任者の決定段階ではしっかりと「個別同意」をとってい

る会社も多くあります。

そもそも、海外赴任者には、「海外事業を切り開く」というミッションがあるはず。「会社から言われたから・・・」と、いやいや赴任することは、会社にとっても従業員にとっても好ましいことではありません。

原則としてですが、会社は従業員とよく話し合っ
て「個別同意」を得て、両者納得の上で海外赴任をスタートする姿勢が望まれます。

なお、「転籍」の場合には、現在の会社との雇用関係がいったん終了することになりますので、従業員の個別同意を得ることが必ず必要となります。

(みらいコンサルティング・グローバルHR支援室)

6. ニュース

▶ 案件情報

下記事項へのお問い合わせは、大久保
(michiyo-okubo@miraic.jp) までお知らせください。

【BM 案件 スリランカ No. 12】

事業内容：バイオマス発電所

スキーム：出資又は融資

希望金額：1,200,000USD

コメント：3MW 出力。ライセンス・用地は取得済み。建設工事期間は2年間を予定。電力会社との間で売電契約は締結済み。

【M&A 売案件 マレーシア No. 13】

事業内容：大学・カレッジ

売出し割合：100%売却希望

希望金額：125,000,000 マレーシアリングgit

コメント：学生数 13,000、10 キャンパス

【M&A 売案件 マレーシア No. 14】

事業内容：製造業

売出し割合：100%売却希望

希望金額：25,000,000 マレーシアリングgit

コメント：工場や商業ビル向けのスイッチボード、
低圧スイッチギアの製造



みらいコンサルティンググループは
2017年4月に設立30周年を迎えました。

(内容若しくは ASEAN に関するお問合せ)

Mirai Consulting Malaysia SDN BHD

newsletter-asean@miraic.jp

みらいコンサルティングの ASEAN ネットワーク

《シンガポール・ジャパデスク》	Reanda Adept PAC 内
《インドネシア・ジャパデスク》	Reanda Bernardi 内
《ベトナム・ジャパデスク》	Leadco Legal Counsel (Leadco) 内
《フィリピン・ジャパデスク》	Somera Penano & Associates 内
《ミャンマー・ジャパデスク》	U Min Sein Law Business 内
《カンボジア・ジャパデスク》	REANDA LLKG (Cambodia) Co., Ltd 内
《マレーシア現地法人》	Mirai Consulting Malaysia SDN BHD
中国その他の海外ネットワーク	(https://www.miraic.jp/overseas/)

本ニュースレターは2017年5月末現在の情報に基づいて作成されたものであり、情報提供のみを目的としています。一般的に信頼できると思われる情報に基づき作成しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。本資料の全部又は一部を引用、複写、転送されることはご遠慮いただきますようお願い申し上げます。